流域治水の具体的な取組み内容

下記のとおり流域治水の具体的な取組み内容を報告します。

(企業等名称:石岡建設㈱)

国的や背景 近年の多発化する水災害に備えるため、当社は堤防のかさ上げ・河道掘削・砂防施設の整備等を竣工してきたが、これからも流域治水に取り組むことで、地域全体の防災力の向上や水災害からの早期復旧・復興に繋がり、「地域の守り手」として、水害に対し強靭なまちづくりの一役を担っていきたい。 ① 非常用電源の確保・非常用発電機2台を所持 ② 水災害を含めた企業BCPの策定・四国建設業BCP等審査会(令和6年9月10日認定) ③ 防災士の取得・4名取得(令和6年9月30日現在) ④ 河川の清掃ボランティア活動【(一)小田川】・河川美化清掃活動(愛リバー・サポーター)

◇ 非常用電源の確保





取組状況が 分かる写真

◇ 水災害を含めた企業BCPの策定

認定番号 R6-1_e-6_(7)

認定証

石岡建設 株式会社 代表取締役 石岡 靖範 殿

四国建設業BCP等審査会において、貴社の災害時の 事業継続力を審査した結果、審査基準に適合していることを 認定します。

認定証の有効期間は、認定日から令和8年9月30日までと

認定日:令和6年9月10日

四国建設業BCP等審査会 会長 白木 渡

◇ 河川の清掃ボランティア活動





その他

当社事務所は山間部に位置しており、周辺では河川沿いに住居が散在しているなか、台風や豪雨による河川氾濫・土砂災害等の水災害時において、地域住民の高齢化もあり避難活動は困難である。

そうしたなか、流域治水の取組みを通じて、水災害に対する防災・減災対策、 インフラの維持管理だけではなく、救護・支援・復興活動を含めた活動を継続し ていきたい。